

令和2年7月8日

長崎県知事  
中村法道 様

ふるさと自然の会  
会長 川内野善治

宇久メガソーラー建設に関わる林地開発と環境影響評価について（質問）

長崎県環境影響評価条例の対象事業によれば、土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業として、土地の形質の改変に係る区域の面積は30ヘクタール以上が対象とされています。

宇久みらいエネルギー合同会社から宇久メガソーラー建設に関わる林地開発許可申請（計4工区67.9635ha）がなされているにもかかわらず、環境影響評価の実施状況には「県環境影響評価条例の対象事業」に掲載されていません。

A工区：20.2638ha・B工区：17.4015ha・C工区：22.2402ha・D工区：8.0580ha（合計：67.9635ha）と単位辺りの工区は30ha未満ですが、同じ事業での林地開発なので当然長崎県環境影響評価条例の対象事業で有るはずですが。

また、農地転用許可申請の面積が計1,312,347.73㎡（田232,697.60㎡ 畑1,035,593.56㎡ 採草牧草地44,056.57㎡）約131haが申請されています。林地開発申請と農地転用許可申請面積を合わせると、約199haとなります。これだけの規模で土地の改変を伴う開発の申請が出しているにもかかわらず、環境影響評価の実施状況に本事業が掲載されていないのはなぜなのか、文書にてご回答頂きたく宜しくお願いします。

なお、本質問及び回答は当会のホームページに掲載しますのでご承知下さい。